

長岡京市議会基本条例制定の市民への説明会開催報告

1. 日時

平成24年7月1日（日） 午後2時00分 ～ 午後3時32分

2. 場所

市立図書館 3階 大会議室

3. 説明員

議会運営委員会

委員長 浜野利夫

副委員長 大伴雅章（司会）

委員 福島和人 進藤裕之

坪内正人 富岡浩史

大畑京子 八木浩

議長 上田正雄

4. 来場者

市民（24人）

新聞社等（1人・京都新聞社）

5. 出席議員（10人）

堤 淳太 高見良一

大谷厚子 西村厚子

武山彩子 祐野 恵

綿谷正巳 黒田 基

野坂京子 小谷宗太郎

6. その他の出席者

議会事務局（4人・山本局長、河北次長、菱田庶務係長、荻久保議事調査係長）

7. 内容

（1）開会の挨拶 〔上田議長〕

- ・本来、皆さま方に語りかける姿勢でご挨拶申し上げるところだが、要約筆記ということで原稿を読み上げ、ご挨拶をさせていただく。

- ・いわゆる平成の大合併により、全国に新しい多くの市が誕生した。新しい市では、議会運営のあり方についての考え方が交錯する中、新しい共通認識の下で議会運営の根幹をなすものとして、議会基本条例が制定された。
- ・本市でも、合併に関係なく、二元代表制の一端を担う議会のあり方について、現状維持に傾斜する保守に甘んじるのではなく、時代の要請に沿って、積極的な情報提供で見える議会活動を軸に論議を重ねてきた。
- ・議会基本条例の制定は、議員全体の共通認識がなければ成立しない。議員一人一人の認識は、今、自分はなぜ、長岡京市の議員であるのか、いかなる理念や二元代表制のもとで、政治の思いの実現をどう目指すのかを、自ら問いかけていく姿勢を沸騰させている。
- ・長岡京市の歴史観をしっかりと身につけ、市政運営の監視に加え、政策提言能力を高め、現在の市民の幸福を考えるだけでなく、未来につなぐ小さくても魅力のある長岡京市に建設的に取り組んでいきたい。

(2) 議会運営委員自己紹介

(3) 議会基本条例の説明 [浜野議会運営委員長]

[はじめに]

- ・今年3月議会で、議会基本条例を制定し、市議会ホームページにすでに掲載している。ご意見をいただきながら、皆さんと一緒に進めていける議会になればと思っている。
- ・今日の説明会が、市議会として初めての市民の皆さんとの場である。

[制定の経過]

- ・2年前の3月議会で議会基本条例の制定を求める請願が提出され、議会運営委員会に付託された。審議を積み、6月議会の本会議で全会一致で採択され、議会基本条例制定に向けたスタートをした。
- ・実際に条例を制定するためには、どこでどのように検討すればいいかをかなり議論し、各会派の幹事が集まる議会運営委員会で会派の意見を持ち寄りながら検討していくことがよいという結論になった。
- ・議会運営委員会では、市議会全体として市民の皆さんに一つの意思をお示しするため、多数決ではなく合議制で進める手法を執ってきた。
- ・正直、検討は単純にいかなかったが、各会派で視点や項目を持ち帰り、会派で話し合っって意見を持ち寄ることを何度か行い、最終的には各会派が考える基本条例の案を持ち寄って議論した。
- ・会派の数だけ基本条例案ができ、それを1つにまとめる検討は非常に大変

だったが、正副委員長が市議会として1つの案をとりまとめた。

- ・その案に沿って、議会運営委員会でさらに議論を重ね作り上げたが、かなり時間がかかった。

[条例の概要]

- ・なぜ長岡京市で議会基本条例を作るのかということも議論し、市議会としての基本条例の在り方、姿勢を重視して、前文に記載した。
- ・前文は、市民とともに歩む開かれた議会へ、市民の付託と信頼に全力で応えていく、市長とともに市民から直接選ばれた二元代表制の一翼としての役割をしっかりと果たす、また執行機関の監視、評価機能の充実することを通して、開かれた議論の場にしようという共通認識でまとめた。長岡京市の議会基本条例の真髄とも言うべきものと考えている。
- ・条文は、議会・議員の活動や運営をどのようにするか、市民と議会との関係がどのようにあるのがよいか、議会と市長等の理事者との関係をどのようにするか、大きく3つに分けてまとめた。
- ・条文をご覧いただいたら、具体的な部分が欠けていると気づかれると思う。議論の中で具体的な内容になればなるほど、意見の一致ができないものもあり、議会運営委員会での議論を踏まえ、具体的な項目を23個掲げ、議会改革検討項目として、さらに検討していくこととした。
- ・議会改革検討項目は、議会として一致した結論が出せるよう、議会運営委員会で検討しているところで、検討完了のもの、検討中のもの、検討がまだのものがある。検討状況はお手元のA4の紙にあるとおり。
- ・23項目のうち、下線が引いてある6つは、優先項目として、優先して議論している。
- ・すでに検討完了している項目を1つ紹介する。傍聴者の資料の閲覧可能化だが、6月議会から本会議6部、委員会3部の閲覧資料を用意した。委員会室は部屋が狭く、議員と説明者、理事者が入ったら空席がない、どうやって確保するか。説明員を減らす調整をしながら、資料の閲覧がなくてもできるだけ傍聴してもらえようと議論した。傍聴に来れば資料が見られて当たり前やないかという声もあるが、実際には言葉に表れない悩みがあることを知っていただけたら。
- ・議会改革検討項目については、どのように議論して、どんな結論が出たかを完了しだい、随時市議会のホームページに掲載していく予定。
- ・条例第24条に市民の皆さんのいろんなご意見や社会情勢の変化によって

随時見直すことを明記している。条例ができて終わりではなく、議会自身の検討と皆さんのご意見をいただきながら歩いていけたらと思っている。

(4) 参加者からの質問、意見

- ・本当にやっていただけてありがたい。このような場を作っていただいたことは大きな前進じゃないかと思っている。私も生まれ育ってずっと長岡京市に住んでいる。議会の皆さんに前向きに取り組んでいただいたことに感謝申し上げたい。議会改革検討項目の検討がまだ残っているようだが、一体いつまでにやろうとされているのか教えていただきたい。それから、やるという前提でやっていただきたい。結果報告だけではなく、中間報告でもよいので、いろんなかたちで報告してほしい。例えば市長のまちかどトークのように、議会の皆さんもまちかどに出て、いろんな意見を聞こうという気持ちでやってもらえたらと思う。

⇒当初議会運営委員会で議会改革検討項目の検討スケジュールを出したが、正直スケジュールどおり進んでいない。各会派から意見を出し合って、議会運営委員会で検討して、どういうふうに決着するかは議論しないと一致が作れない状況である。スケジュールどおり進んでいないが、議会運営委員会での議論と各会派で持ち帰ってもらって意見をまとめてもらうことを繰り返して合議制としているので時間がかかっている。今のところは、できるだけ早くとしか言えない。また、やるという前提でというお話だが、各会派のいろいろな思いがあって当然なので、議論でどのように一致点を作っていくことが課題だ。検討次第でまだ何とも言えないというのが正直なところ。また、結論をホームページに掲載としているが、途中途中の経過も当然分かる方がいいので、審議状況の掲載については、持ち帰って議会運営委員会で検討したい。市民との意見交換会や議会報告会は、議会改革検討項目の7番目に挙がっているので、今後検討していくことでご理解ください。

- ・検討中の議会改革検討項目は、この基本条例に取り組まれた今の議員の皆さんが、任期中に全部仕上げしてほしい。できないならできないであらかじめ検討の時期を切っていただいてもよいので。

⇒できるだけ早くという思いで議論している。どういう結論になるかは分からないが、議会改革検討項目の一通りの検討は終えたいと思っている。

- ・一般市民として初めて条例を見た。議会基本条例なので仕方ないが、議会

中心であるという印象を受ける。民主主義を支える一般市民も大事だ。市民との意見交換会は、市民が発言する場となることが大切であり、発言するということは責任ある市民が育つということだと思う。条例第24条に市民の意見、社会情勢の変化等に勘案しとあるように、一度にできることではないが、試行錯誤しながらやってみたらいいのではないか。前文には、開かれた議論の場として自由かつ達な討論を行うとある。市民レベルでの議論が盛んになることが本当の民主主義社会をつくる市民の在り方じゃないかなと思う。また、非常に細かいことを1つ言うが、第2条の遵守という文字、この字を読める人は少ないと思う。順守と書くのが市民本位の書き方だと思う。市民をいかに育てるかという視点を大事にしてほしい。

⇒市民と議会の交流の場は大事である。議会は二元代表制の一翼を担う存在で、市長も議会も選ばれているが、市長は一人だが、議員は26人いて、会派が7つあるので、さまざまな意見がある。議員としての意見、会派としての意見がフリーに言える場が、市民との交流の場であればいいと思うが、そこまではなかなか難しい。議会に何が求められているかを聴く市民との場を設定することは項目に挙がっているので、どういう決着になるかは別として検討していく。自由かつ達とあるが、議会は市長が提案される議案等について、審議する場である。同じ二元代表制で市民から直接選ばれていても、権限や位置の違いがある。議会運営は全会一致が基本となり進んでいる。市長は一人であり、権限もあるから最終的にこうだと決められる。

- ・26人の議員が、市民の政治意識を高める大事な方々。そういう方々にいかに市民を育てるか、意見交換会など、そういう場を作る方向でぜひがんばっていただきたい。

⇒議会としての市民との場を検討していくので、ご理解ください。

- ・二元代表制の一翼を担うとありますが、この言葉は地方議会でこれまでもずっと使われてきたものなのか。私が学生時代に習ったのは、日本の地方自治体は、アメリカの大統領制に近い形である。言えば市長の力は強く、かなり裁量を持っている。議会はそれをチェックする存在である。でも、今はそうじゃなくて、議会が積極的に一方の代表として立たなければならないという時代の要請は何なのか教えてほしい。

⇒議会が議案等のチェックをすることは重要な役割で、これまでも、今も、これからも変わらない。議会は二元代表制の一翼として、執行機関の監視

と評価、それに立法が議会の役割。全国的に見ても議会の立法は極めて少ない。議会も政策立案をすることがこれからの課題だ。

- ・第5条に市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させとある。市民の意見がほんとに多様な中で、どう反映させるのか。

⇒議員になれば選んでいただいた方だけじゃなくて、8万市民の議員であり、市政全体を考える必要がある。個別に関係する部門の担当者にどうなっているかを確認する方法もあるし、本会議や委員会の場で公式に反映するための改善を求めることもある。

- ・第9条に地方自治法第96条第2項の規定に基づくとある。ネットで調べると予算を決定することとなっていたが、予算を決定するだけでは足りない何かがあったのか。

⇒予算以外に自治法では自治体で選択できる範囲がある。基本計画はいろいろなことの基になる計画なので、議決事項に加えた。

- ・議会改革検討項目のなかで、未検討項目があると説明されたが、どれが未検討なのか。配布された表には、検討中しかない。

⇒6つの優先項目は今議論中である。終わり次第、残りの項目については2つぐらいのグループに分けて検討しようと議会運営委員会で会派に持ち帰りながら議論している。そういう意味では、未検討はない。途中経過がわかるような掲載方法については、持ち帰り検討したい。

- ・議会改革検討項目にある反問権とは、どういうことなのか。

⇒理事者側が議員の質問に対する反問ということ。反問権が要るのか、要らないのか、どういう範囲なのか、各会派でいろいろな意見がある。これからの検討次第。

- ・市民との意見交換会には、議会としての一致した意見で臨むと説明があったが、無理にまとめずに、会派や議員個人の意見が違うことを知れる機会であってもよいのではないか。それぞれの議員がどう考えているか明らかになることもよいのではないか。

⇒今日は条例について、全会派一致したことを説明している。質問に答えるのも一致した内容でお伝えしている。おっしゃるように議員26人、7つの会派で意見が違って当然で、それぞれの思いをぶつけ合うことも一つの方法だと思う。市民との場はどのような形態でやることが実現可能なのかも含めて検討したい。

- ・第6条3項に、配布資料等は傍聴人に原則公開としますとある。また、議

会改革検討項目には、傍聴者の資料閲覧可能化が検討完了とある。この2つは同じことか。

⇒同じである。原則公開として、本会議6部、委員会3部の閲覧資料を用意した。

・だめな資料もあると思うが、原則としてホームページでダウンロードできるとか、市役所などで資料をコピーできるとか、閲覧資料の事前公開はできないものなのか。本会議6部、委員会3部というのはどういう根拠で決めたのか。

⇒本会議での議案は、開会の1週間前に議員に配布され、市民情報コーナーでの閲覧も可能な状態である。部数については、どれくらいの数を用意すればいいか議論をしたが、部屋の収容人数や資料の枚数、傍聴実績などを考慮して決めた。今後、様子をみながら増やすことは検討できる。また、ホームページでのダウンロードなどの事前公開は、議案の段階ではどうなるか分からない状況なので、資料だけが一人歩きすることはよくないので、議決するまでは閲覧しかできない。

・資料のダウンロードよりも、今回閲覧できるようになって進歩したことが、よいと思う。傍聴が増える状況になったら、対応していただけたらと思う。まずはやってみることが大事だと思う。市民ももっと傍聴しないといけないと思う。

・請願、陳情の押印の省略とはどういうことか。

⇒請願、陳情の時に印鑑が必要なので、その省略を検討している。

・速記の廃止は、インターネット動画配信や会議録の早期発行化と関係しているのか。

⇒関係がないわけではないが、今は個々に議論していく。

・議会議事録の早期発行化はもっともだ。今は遅すぎる。

⇒要望として承る。

・本会議と委員会のインターネット動画配信（生中継と録画配信）は、これをすれば傍聴に行かなくても、市民と議会の距離はずっと近づくので、早急にやってほしい。

⇒委員会室の状況から設備の整備が難しいので、まずは本会議だけに絞って検討している。近々奈良市議会へ視察に行き、最終結論を出そうという段階である。

・議会だよりの議員名の記名と会派別議案賛否の記載は、ぜひ進めてほしい。

議会だよりには、どの会派が言ったとは載っているが、どなたがおっしゃっているか分からない。選挙の時は会派ではなく、一議員さんに投票している。どの議員がどんな発言をしたか、市民は知りたいと思っている。

⇒優先項目の1つで、現在検討している。近いうちに結論が出せると思う。

・傍聴に行っても、傍聴者はすごく少ない。傍聴に行こうと思っても、平日の9時から5時の議会に行ける市民は限られる。インターネット動画配信で、録画配信すれば気軽に見ることができるので、ぜひ進めてほしい。

⇒優先項目の1つで、現在検討している。近いうちに結論が出せると思う。

・議会の傍聴に行ったとき、一部の議員のヤジがあり非常に不快だった。議会基本条例には、自由な討論の場であるとか、議員は品格を保つとか、そういうことがきちんと謳われている。今後はヤジがないように、あっても議長の権限で静粛にさせてほしいと思う。

⇒今後、気をつけたい。

・この6月議会は傍聴に行っても閲覧資料があつてとても分かりやすかった。1点だけ理解できなかったのは、意見書が否決された時の討論で、誰も反対の意見がなく、理由が明らかにならなかった。なぜ反対なのか理由を聞かせてほしかった。ぜひ市民に分かりやすい議会を進めてほしい。

⇒要望としてお聞きする。

・第20条に議員の政策形成及び立案能力の向上のために、議員研修の充実強化とあるが、それよりも議員の立案能力を補助する政策秘書的な人の育成に力を注いでは。

⇒6月議会中に、議員研修会を早速行った。今後も議員研修は必要になれば行っていく。公設秘書を置くことができたらいいと思うが、現在は議会事務局にも協力いただいて自分の足で調査研究している。事務局の機能強化も議会改革検討項目に挙げていて、もっと人数的にも充実させていけばもっと可能なことが増えると思う。

・第22条に議会図書室を設置し、図書等の充実に努め、市民への公開や有効活用を図るとあるが、議会図書室はどこにあるのか。市民も利用できるのか。

⇒市役所議事堂に議会図書館がすでにある。市民も閲覧は可能。行政関係の資料は、市役所1階の市民情報コーナーにもある。

・私は聴覚障がいがあるので、議会のバリアフリーを進めてほしい。また、議会に関心をもつ仕組みを作してほしい。

⇒議会全体でのバリアフリー化はまだまだという現状である。議会改革検討項目の中に、本会議場のバリアフリー化を挙げているので、そこで検討することになると思う。いずれにせよ、議会改革検討項目をなるべく早く検討完了して、少しでも前に進んで関心を持ってもらえるような議会にしていきたい。

(5) 閉会の挨拶 〔大伴副議長〕

- ・本日は雨の中、お運びいただきありがとうございました。
- ・有意義に、予定どおり会を終了できた。
- ・ご意見、ご要望はできる限り、生かしていきたい。